

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

# 長寿医療制度 後期高齢者医療制度のお知らせ

昨年10月以降、年金からの保険料のお支払いがなかった方は、今年度の保険料のお支払い方法が年度途中で変わります。

平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置（均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）により平成20年8月の年金からのお支払いをもって、年間保険料のお支払いが終わっていた方が、今年度の保険料を年金からのお支払いとされている場合は、9月までは納入通知書または口座振替によるお支払いとなり、10月からは年金からのお支払いへと年度途中で納付方法が変わりますのでご注意ください。また、手続きすることにより、口座振替に変更することもできます。

今年度の保険料のお支払い方法につきましては、すでにお送りしている平成21年度後期高齢者医療保険料納入通知書等によりご確認ください。

例) 平成20年8月の年金からのお支払いで、平成20年度保険料のお支払いが終わっている方

## ■平成20年度

【平成20年度 当初 保険料納期別内訳】 (単位：円)

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	20年度保険料
均等割7割軽減	2,100	2,100	2,100	2,200	2,200	2,200	12,900
年金からのお支払い							

7割軽減が  
8.5割軽減へ

平成20年度の年度途中における保険料軽減措置の変更により、8月の年金からのお支払いで平成20年度保険料のお支払いが終わることとなりました。

【平成20年度 変更後 保険料納期別内訳】 (単位：円)

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	20年度保険料
均等割8.5割軽減	2,100	2,100	2,100	0	0	0	6,300
年金からのお支払い			軽減措置の変更により8月の年金でお支払いが終わりました。				

平成20年度の途中で保険料額が12,900円から6,300円に変わりました。

## ■平成21年度

【平成21年度 当初 保険料納期別内訳 (保険料均等割8.5割軽減対象者の場合)】 (単位：円)

保険料軽減区分	1期 (納期限8/5)	2期 (納期限9/7)	10月	12月	2月	21年度保険料
均等割8.5割軽減	1,600	1,600	1,100	1,000	1,000	6,300
9月納期限分までは納入通知書または口座振替によりお支払いください。			10月以降は、年金からのお支払いとなります (口座振替に変更されている方は除きます)。			